

総務常任委員会

令和3年8月20日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹	○小城 世督	大森恒太郎
井上 卓也	横田 敏文	木澤 正男
伴 議長		

2. 理事者出席者

教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大塚 美季
安全安心課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
政策財政課長	福居 哲也	会 計 管 理 者	黒崎 益範
教 育 次 長	栗本 公生	教 委 総 務 課 長	松岡 洋右
同 課 長 補 佐	三原 進也	生涯学習課参事	平田 政彦

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、小城委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、中西町長と乾副町長より欠席の連絡を受けております。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、小城委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会議時間の短縮にご協力いただきますよう、お願いします。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

おはようございます。

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

10月23日から11月28日を開催期間として、準備を進めております秋季特別展「続・聖徳太子の足跡—遠つ飛鳥と近つ飛鳥—」は、今年が聖徳太子1400年御遠忌の年にあたりますことから、聖徳太子ゆかりのまちとしてその気運を高めることを目的に、昨年度に開催しました展示会の続編として、斑鳩町外における聖徳太子ゆかりの遺跡から出土した考古資料およびそれらに関連する歴史資料などを展示し、聖徳太子の足跡についての認識を深めていただく展示会となっております。展示会に関連した聖徳太子の墓をテーマとしました歴史講演会の開催も予定しており、現在、法隆寺や奈良文化財研究所や大阪府太子町などの関係機関との間で協議や資料調査を進めているところであります。なお、今後、新型コロナウイルス感染拡大などの事態が発生しました場合には、あらためて当

展示会の開催等について検討し、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、発掘調査についてであります。奈良国道事務所より当町に調査委託の依頼のございました、いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査につきましては、6月24日に奈良国道事務所と発掘調査の受託契約を締結し、その後、発掘調査事務を進め、7月26日より発掘調査に着手しております。今後、これらの発掘調査において重要な発見や成果等がございましたら、当総務常任委員会へご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、毎年夏期に奈良大学と共同で実施しております町内所在の古墳の測量調査につきましては、法隆寺北側の寺山に所在する（仮称）寺山北古墳群において、法隆寺からのご協力を賜り、奈良大学の豊島直博教授と奈良大学の学生によって、古墳の墳丘とその周辺の地形を測量する調査を、8月16日から31日までを調査期間として着手しているところであります。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員

まず、秋季特別展なんですけれども、斑鳩町としても、1400年記念祭に向けてということで、位置づけ的にも重要なのはよくわかるんですけど、コロナの状況見てまた判断するということですが、今、かなり過去最高に、オリンピック以降広がって、この状況が続くとしたら見合わせるということになるのか、現時点での考え方をお尋ねしておきたいと思うんですけど。

生涯学習
課参事

先ほど申しましたように、コロナの状況につきましては、当町にも対策本部がございまして、そういうところとも協議をしながら適切に判断してまいりたいと思っておりますけれども、県内でいろいろ類似施設ございます、例えば県立の博物館、そういうところの情勢も勘案しながら、先ほど申しましたように、適切に判断してまいりたいと考えているところでございます。

木澤委員

そういったところの状況も見ながらということですけど、前のめりになって開

催を強行するという事はないと思うんですけど、斑鳩町にとっても、位置づけ的には重要なことはわかりますけども、そこは慎重に判断していただきたいと思います。お願いしておきます。

それとパークウェイの発掘調査ですけども、全部で3回発掘があるかなと思っていましたんですけども、ちょっとその確認させていただけますか。

生涯学習
課参事

今、木澤委員がおっしゃった3回というのは、全体の意味合いでですね。去年行ったものを第1回とすれば、今年行うところ第2回です。あと第3回とすればですね、県道のほうまでの接続の部分が思われますけども、まだ何分、奈良国道事務所のほうと県道に向かったの調査についてはまだ未協議でございますので、現在においては少なくとも去年に行ったところまでと、西側で実施できなかった部分とジョイントするというか、くっつけるところまではするという、発掘調査の計画をしているところでございます。

委員長

ほかよろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件の概要について、理事者の報告を求めます。 松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

おはようございます。各課報告事項(1) 斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件の概要についてご報告をさせていただきます。

前回、6月10日の総務常任委員会におきまして、保育所の待機児童対策及び町立幼稚園の運営状況から、斑鳩西幼稚園を、民設民営により、公私連携幼保連携型認定こども園として再構築する方針につきまして、ご報告をさせていただきました。認定こども園の整備・運営事業者につきましては、公募型プロポーザル方式による選定を実施してまいりたいと考えており、事業者募集にあたりまして

の整備・運営条件がまとまりましたので、その内容について報告させていただきます。なお、本事業につきましては、子育て支援課と教育委員会事務局総務課におきまして協働して事業を進めており、昨日の厚生常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただいております。

それでは資料1をご覧くださいと思います。これから説明させていただきます整備・運営条件につきましては、事業者募集にあたり、認定こども園の整備・運営の最低限の条件として提示させていただくものであり、最終的な整備・運営の内容につきましては、事業者選定後、町との協定締結段階において決定してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

それでははじめに、1. 施設の概要でございます。施設種別につきましては、認定こども園法第34条に基づく、公私連携幼保連携型認定こども園とします。開園予定は令和6年4月1日、定員は150人を目安とします。

次に、2. 教育及び保育時間でございます。現在の町立幼稚園及び町立保育所の教育及び保育時間を最低限とし、教育時間は午前9時から延長を含め午後5時30分まで、保育標準時間は午前7時30分から延長を含め午後8時まで、保育短時間は午前9時から午後5時でございます。次に、3. 職員配置でございます。奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例により配置することとし、クラス別の保育教諭数につきましては、資料のとおり、保育所と同様の配置基準としております。

資料2ページをお願いいたします。4. 事業者が実施する事業でございます。

(1) 認定こども園の整備・管理・運営、(2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育業務、(3) 延長保育事業、(4) 一時預かり事業、(5) その他、町又は事業者が提案し、協議のうえ本町が認めた事業としております。

次に、5. 教育・保育内容でございます。斑鳩西幼稚園における教育・保育内容を継承することを基本とし、在園児への影響が最小限となるよう配慮を求めるとともに、(1) 町内の就学前施設及び小学校との連携、(2) 斑鳩西幼稚園の通園区域の児童の優先入所、なお、こちらにつきましては、幼稚園を希望される1号認定に限ります。(3) 支援の必要な児童の受け入れ、(4) 地域の未就園児や保護者に対する子育て支援、(5) 保護者、事業者、町による三者協議会の設置、(6) 給食の園内における調理及び全園児への給食の提供としております。

次に、6. 施設整備でございます。まず、土地につきましては、開園後10年

までは無償貸与とし、11年目以降は、借地借家法第23条第2項に基づく10年間の事業用定期借地権設定契約により、有償貸付としてまいります。なお、協定の期間を更新した場合は、事業用定期借地権につきましても協定期間に応じて再設定をまいります。公私連携幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第34条におきまして、「市町村の設備等は無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、または譲渡することができる」と規定されており、設置促進のための事業者へのインセンティブを付与する一方で、移管後も協定に基づいた運営が実施されているか、市町村が指導監督でき、教育、保育の質を担保できるというメリットがございます。今回の認定こども園の整備は、本町における待機児童対策及び教育・保育施設の運営状況の改善を図るための喫緊の案件であり、質の高い事業者を選定するためには、より多くの事業者の参入を促進する必要があることから、開園後10年までの間、土地を無償貸与してまいりますというふうに考えております。また、10年経過後の年額貸付料は、接道の相続税評価額に基づいて計算いたしました土地評価額の3%の額といたします。

次に、園舎等の整備についてであります。園舎につきましては、現在の3歳児が現園のまま卒園できるよう最大限配慮し、斑鳩西小学校運動場の一部を利用して整備を進めてまいります。また、小学校運動場の利用につきましては、学校教育活動に支障のない範囲で、運動場の東側の一部を認定こども園の園舎整備用地としてまいりたいと考えており、実際の利用範囲につきましては、事業者による施設整備計画の提案を受け、決定してまいりたいと考えております。

また、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、令和6年4月の認定こども園移管後に、町が解体撤去を行い、駐車場として整備した後、送迎用駐車場として必要な部分について有償で貸し付けをまいります。なお、認定こども園整備に関する基本計画につきまして、西幼稚園、西小学校のPTAの役員みなさまに、7月に校長、園長からそれぞれ報告いたしており、特に否定的なご意見はいただいていないところではございますが、今後、計画が具体化してまいりましたら、改めてご説明をまいりたいと考えております。続いて備品等についてでございます。現在、斑鳩西幼稚園で使用している備品、例えば、園庭の遊具などを想定いたしますが、これらのうち、本町と事業者が協議のうえ合意したものにつきましても、認定こども園開園時に、無償譲渡してまいります。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。7. 建設費及び運営費でござ

います。まず、建設費についてであります。国の保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金を活用してまいります。次に、運営費についてであります。民間保育所と同様に、人件費等運営に要する費用として、施設型給付費が支給されます。また、一時預かり事業や延長保育などに要する費用につきましては、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱に準じて、運営事業費補助金を支給してまいります。次に、8. 事業者の選定でございます。事業者の選定にあたりましては、本町の幼児教育・保育の取り組みを積極的に推進する事業者を総合的に評価し、選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において、選定をしてまいります。主な資格要件といたしましては、学校法人又は社会福祉法人で、認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかを5年以上運営した実績があり、現に運営していることとしております。

最後に、スケジュールについてでございます。8月17日に第1回目の事業者選定委員会を開催し、募集要項（案）及び選定基準について確認を行っていただいたところでございます。9月上旬には、募集要項を公表し、公募を開始してまいります。10月上旬に参加表明書の提出、12月下旬に事業提案書の提出が行われ、令和4年1月上旬に一次審査として資格要件について審査、1月中旬に、事業者選定委員会において二次審査を行い、優先交渉権者を決定してまいります。その後、整備・運営に関する事項について、事業者と協議を行い、認定こども園法第34条第2項に基づく協定を締結してまいります。協定締結後、令和4年度において、地域、保護者への説明、関係機関との協議を開始し、補助金の申請、実施設計を進めてまいります。令和5年3月から令和6年3月までの間に、認定こども園の園舎整備を行い、令和6年4月に、認定こども園を開園した後、斑鳩西幼稚園の園舎を解体するというスケジュールで予定しているところです。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備・運営条件概要の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
横田委員。

横田委員

3ページの8番の事業者の選定、公募型プロポーザル方式ですけど、直近でマルシェ宿泊施設等の事業者誘致事業で実施をされましたが、この時も選定委員会

は非公開とするとなっていますけど、本件もそうでしょうか。またもう1点は、斑鳩町として事業者選定委員会規則は定められているのか、2点お聞きします。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 選定委員会につきましては設置要綱を定めており、委員には学識経験者と町職員、双方が入ることとしているところでございます。会議の中身につきましては非公開となっております。

委員長 ほかよろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 まず、施設の概要の(3)で、幼稚園事業と保育事業とわかれて掲載をされているんですけども、今度予定している認定こども園、当初、こども園ができたときには、幼稚園の部門と保育園の部門が中で2つに分かれて設置されるというような形式もあったと思うんですけど、今回、町として設置しようとしているのは、幼稚園部門と保育園部門と分けて中で運営していこうと考えているのか、それかそうではない、分けないでというふうな形で考えているのか、これ見ただけでは分かれるのかなと思ってしまいますけど、そこはどうなんでしょうか。

教委総務課長 幼保連携型といいますのは、一体的に運営することとなります。

木澤委員 わかりました。あと職員の配置のところですけど、県の条例によって基準があって、例えば満5歳以上の園児については30人につき1人ということで、学級で見ると30人学級やということで、現状そうなっているというふうに思うんですけど、これ例えば、町の独自の基準として、25人に1人というような形で学級編制を基準で決めていくということは可能なんですかね。

教委総務課長 基準につきましては、保育所部分について私から正確にはお答えをしかねるところではありますが、町が独自に決めていくと、幼稚園であれば町が独自に決めていくということは可能でございます。しかしながら今回お示ししているのは、募集にあたりまして最低要件ということで、条例で定められたもの、これは公

定価格で設定されている人件費の設定と合致しているものでございまして、この要件を募集の最低限の要件としてお示ししているというような状況でございます。

木澤委員

今後、プロポーザルで募集をしていく中で、事業者のほうからそういう基準をつくって提案してくるということは考えられないことではないですけども、ただ、それは事業者の裁量によってになってしまうんで、例えば最低基準として25人以上というふうに町として望んでますよということを、例えば設置するとしたら、なんか弊害っていうのは出てくるんでしょうかね。

教委総務
課長

運営事業の経費につきましては、先ほどご説明の中でございましたけれども、施設型給付費がございまして、この中には、これは公定価格によって算定されますので、これよりも上回る基準、要は手厚い基準をいたしますと、事業者の持ち出しという形に当然なってまいります。これを設定した場合ですね、事業者の負担が大きくなるとうことがまず明らかになりますので、これを募集の要件とした場合に、事業者を広く公募して、どれだけの参画が見込めるかということ、やはりまずは公定基準でしていくというのが広く参画を見込めるというふうには考えておりますので、そのあたりで今定められている公定価格、これを基準として募集をさせていただいたほうが、多くの参画を見込める、事業者の参画が見込めるというふうに考えたところでございます。

木澤委員

ちょっとよそのこともお聞きしますと、なかなか応募自体が少ないということもありますんで、ハードルを上げてしまうと来ないと困るというのは、町の事情としてはよくわかるんですけど、今回、民設民営という形で設置をすることに対して、必ずしも悪いとは思ってないんです。実際に黎明保育園なんか来ていただいて、住民の皆さんに非常に人気がありますんで、民設民営やから駄目だという考え方は持ってないんですけども、ただ町が運営していたらこういう基準やったのに、これよりも基準が下回ってしまったりと、後退してしまったということにならないかなというのはちょっと心配してまして、これ保育所のほうになるんですけど、保育所のほうでいくと、今、基準は5歳で30人に先生1人という基準なんですけど、町としては複数担任制と形で手厚い基準を設けてもらっているんですね。だから一概にそういう形で基準をつくるってなるとまたいろいろ出

てくるかもしれませんが、それはこの基準をつくる中で求めていくのは、さっき課長おっしゃったようにしんどいことなのかもしれませんが、じゃあ公設で設置していく運営していくとなると、費用の問題もすごいことになりますんで、だからそこは難しい問題やなというふうには正直思っているんです。その点はもうこうなるとプロポーザルで、いかに充実した基準を提案いただく業者を選定していくのかというところになってこようかと思えますけれども、やはり民設民営という中でですね、その点についてはちょっと心配をしていますんで、そのことだけお含みいただきたいなと思います。

それと、2ページのほうにいきまして、昨日の厚生常任委員会でも質疑が出ていたんですけども、開園後10年までは無償貸与ということですね、この土地については黎明保育園を誘致した際に、もともと黎明保育園も5年までは無償で貸与するというふうにしていたけども、運営状況を見る中で、何年目か以降は有償にしたということでありまして、経済的な状況もみる中で、変更があり得るのかなという点は確認しておきたいと思うんですけど。

教委総務
課長

今、募集の段階では10年を無償という形で条件をお付けしてまいります。

11年目以降は有償というのを基準に、今のところお示しできるのはそこまでございまして、変更につきましては今のところ、今の段階で申しあげることではないかと、このように考えております。

木澤委員

これどういう形でインセンティブという形で、10年決めていたら、その10年間は町が指導できますよというふうに報告してはったかなと思うんですけど、当然指導というのは、10年以降もずっと町がやっていく必要があるかなと思っているので、無償貸与をインセンティブという形で、町の指導として関われるという説明だとちょっと矛盾が生じないかなと、じゃあ11年目以降は町が指導できなくなるのか、そういう問題なんかも疑問も出てくるんですけど。今の段階では何年目以降有償にということは答えられないのは当然そうだと思うんですけど。だからお隣の黎明さんの時はもともと園児募集して来なかったら、運営が立ち行かないという心配があったんで、土地については無償貸与5年という形で契約したけど、でも儲けが出るんやったら土地代払ってくださいねという、そういう交渉をして途中で有償にされたと思うんですけど、そういう考え方は今回はなしで

すよということなんですかね。

教委総務
課長

この10年間だけ町の指導監督の期間とするというわけではございません。公私連携型というのは、法に基づく協定を締結する期間は町の関与していくことができる期間となりますので、これを10年としているわけではございません。これは協定期間は別途事業者と協議してまいります。インセンティブにつきましては、まず10年は無償で、11年目以降につきましても、先ほど相続税の評価額の3%というような表現でさせていただいた、これにつきましても一般よりは安価なのかなというような条件でございますので、このあたりもある種、事業者にとっては有利な項目となっておりますので、このあたりも設置促進のためのインセンティブのひとつとなっているものと考えているところでございますので、これを要件として協定の期間というのは設定していこうというふうに考えております、ですので、トータルすると20年の協定期間というようなことも想定されるのかなというところでございます。

木澤委員

そりゃ、業者さんにとったら10年無償のほうがいいんですけど、10年というふうにして理由は何ですか。

教委総務
課長

明確に何か基準に基づいてというところではございません。インセンティブを付与するという意味合いの中ではございますけれども、一般的に施設の整備費の資金を事業者が借入れを行うという場合に、一定期間当然返済をしていくということになります。この返済期間を、正確な情報がどこまであるのかというのは公表されているわけではありませんので、おおむね10年程度といわれている部分もございまして、まずは10年間というのをひとつの目安として無償貸与の期間というふうに考えたところでございます。

木澤委員

別にあかんと言っているわけではないんですけども、さっきも言ったように、途中での変更があり得るのかどうかというのと、利益がでるんやったら、やはり町としては収入をいただくほうがいいのかなとちょっと思いましたんでお聞かせいただいたんですけども。これ条件最初にこうしますよと言っておいて、あとで変更ってなると、そりゃ業者当然怒るでしょうし、契約違反になってしまいます

のでね。だから課長おっしゃったように、募集をする際に業者に来ていただくのに、さっき言っていたように応募自体が少ないと思われまして、こういう基準を設けているということで理解をしておきたいと思います。

それと（２）のほうにいまして、西小学校の運動場ですね、一部利用して新しいこども園つくるよということですが、小学校のPTA、もしくは校長先生に報告していただいて、特に否定的な意見はなかったということなんですけど、これ実際、運動場としてはどれぐらいの面積がこども園のほうに行ってしまうことになるんでしょうかね。ちょっとその辺心配するんですけど。

教委総務
課長

今想定しておりますこども園の児童の数から想定いたしますと、建物の面積を一定700平米程度必要となつてまいります、延床で。これを建築するのに概ね1,200平米程度を上限として事業用地として活用していくというふうな見込みをしております。今、小学校の運動場につきましては、8,700平米余りございます。国が示す小学校の設置基準で申しあげますと、現在の西小学校の児童数、5月1日現在ですが441人。これを500人といたしまして必要面積を想定いたしますと5千平米になります。ですので8,700平米から1,200平米を差し引きましても7,500平米でございますので、5千平米の必要面積について十分に要件を満たしているというふうに考えているところでございます。

木澤委員

実際に運動会なんかでも、今言っている部分は使ってない部分と理解していいですか。

教委総務
課長

若干配置は変更する必要はあるかもわからないという部分はございますけれども、これにつきましても西小学校のほうとお話をさせていただいてるなかで、いろんな研究機関で研究された結果ではございますけれども、小学校の高学年、これが短距離に全力で走れる距離というのが、60m、90mといろいろ想定されているんですけども、おおむね小学校の学習指導要領の解説、ここでは50mから80mというふうにされてます。従いましてこれを勘案しますと、160mのトラックを描けば一番適した距離になるんじゃないかと。今は200mを描いているというところなので、160mのトラックを描くということを想定すれば、十分に配置できるというふうに考えているところでございます。

木澤委員 わかりました。あともう1点ですね、もともとあそこの地域というのは、雨が降ったときに三代川の水門を閉めると、三代川が溢れて水つきするという地域でしたけど、その地域にもう一回これを建てるんかというので、住民の皆さんから不安の声があるんですけど、今まで、稲葉の地域が水ついた中で、小学校とか幼稚園とか、学童が、高さ一緒やと思うんですけども、影響がどれぐらいあったのかなというふうに思うんですけども、そこはどうなんですかね。

教委総務課長 私の記憶している範囲の中で、西小学校の運動場まで浸水したという履歴は記憶にございません。

木澤委員 今度、また事業者さんとの話になるんですけど、高さちょっと上げるですとか、対策っていうんですかね、今まではなかったけど、年々雨量が記録を更新するような状況の中でその辺のところも考えたうえで設置をしていく必要があるかなと思うんですけども、その辺はなんか考えてはるんですか。

教委総務課長 当然、今回の募集要件の中にも、この地域につきましては浸水想定区域であるという旨は公表してまいります。そのうえで水防法に基づいて作成義務が課される避難確保計画というのがございますので、これについてもすみやかに定めていくような形を業者のほうに求めていくというふうに考えています。

委員長 ほかにありませんか。 大森委員。

大森委員 1点だけ。先ほども木澤委員も質問されたと思うんですけど、運動場一部使うということなんですけど、斑鳩西小学校の場合、東側に遊具があると思うんです。ほぼほぼ遊具が固まっていると思うんですけど、その場合、遊具が移設をする予定で考えてはるんですかね。そこらへんだけ教えていただいてもいいですか。

教委総務課長 今おっしゃいましたように、遊具のエリアとなっております雲梯、平行棒、上り棒などが配置されてございますけれども、これは事業者の配置の提案に基づきまして、移設、再配置をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(2) 行政手続きにおける押印等の見直しについて、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の2番目、行政手続きにおける押印等の見直しにつきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料番号2の行政手続きにおける押印等の見直しについてという標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1. 押印等の見直しの目的についてであります。今回の本町での、行政手続きにおける押印等の見直しの目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた人と人との接触機会の低減、行政手続きのデジタル化の推進のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの脱却が喫緊の課題となっていることを鑑み、町の行政手続きにおいて求めている押印や署名など押印等の義務付けについて見直しを行うことにより、町民の負担軽減及び利便性の向上を図るもので、町に先立ち、押印等の見直しを実施されております国や県の内容に準じて、実施するものでございます。

次に、2. 押印を求めている趣旨についてであります。この趣旨の内容につきましては、このたびの押印見直しにあたり、国で作成された資料からの引用となりますが、押印を求めている趣旨につきましては、大きく3点ございまして、①文書作成者の真正性を担保するという意味の本人確認、②文書作成の真意確認、③文書内容の真正性の担保となります。現状、行政手続きの多くで、印鑑登録された印ではない認印が使用されているなか、留意事項の欄に記載しておりますように、①本人確認におきましては、本人確認の手法は、押印の他にも多数存在し、実印によらない押印は、本人確認としての効果は大きくないとされ、また、②文書作成の真意確認においては、本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要であるとされています。また、③文書内容の真正性の担保におきましては、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価さ

れるものであるとされております。今回の押印等の見直しに際しましては、この趣旨に照らしまして、押印等を義務付けている各手続きに関し、押印等が必ず必要である、他の手段で押印等の義務付けを代替することができないかという観点から見直しを実施していく方針としております。

次に、3 押印等の見直しに係る基準についてであります。今回の押印等の見直しに際しましての、具体的な判断基準といたしまして、はじめに①にございますように、国の法令等のほか、町の条例、規則、要綱又は要領等の例規の条文又は様式上押印が求められていなければ、押印等の義務付けを廃止することといたします。次に、②にございますように、町の例規の条文又は様式上押印が求められている場合におきましても、行政手続きの内容、目的、趣旨に照らし、合理的理由が認められない場合は、押印等の義務付けを廃止することといたします。

次に、③にございますように、合理的理由が認められる場合においても、押印等が求められている趣旨を他の手段により代替することができる場合は、押印等の義務付けを廃止することといたします。押印の代替手段の例示といたしましては、署名のほか、身分証明書等の提示などが挙げられます。

押印の代替手段を必要とする手続きの見直し結果の一例といたしましては、これまで、必ず押印が必要であった手続きにおいて、押印を行うことに替え、パソコンから印刷した記名の申請書の提出に加え、身分証明書を提示することにより、申請が可能となります。

最後に、4 今後のスケジュールについてであります。ただいま、ご説明いたしました方針に基づき、各課におきまして所管しております、行政手続きのうち、押印を義務付けている手続きについて、その見直し方針を検証し、例規改正が必要な手続きにつきましては、所要の改正手続きを行ったうえで、令和4年4月1日から押印等の見直しを施行することとしております。

ただし、関連する手続きにつきましては、法令等の改正により押印等の見直しが既に実施されている場合は、順次見直しを実施し施行するものといたします。

以上、各課報告事項の2番目、行政手続きにおける押印等の見直しについてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

木澤委員。

木澤委員　　これはこれで進めていただければいいと思うんですけれども、これを進めたいでもさらに押印が必要なものっていうのはどういうものがあるのでしょうか。

総務課長　　基本的に押印が必要になるものにつきましては、地方自治法におきましては、町との契約押印、これにつきましては押印が必要となっております。また、入札の関係手続き、これにつきましても押印が必要と。あと、印鑑登録された実印と照合しているような手続き、こういったものにつきましてはこれまで通り押印の必要があるということでございます。

委員長　　ほかによろしいですか。

(な し)

委員長　　他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
真弓安全安心課長。

安全安心課長　　それでは、安全安心課から1点、役場非常用サイレンの故障についてでございます。火災時等に吹鳴をしておりますサイレンでございますけれども、去る8月15日に、戦没者追悼のために正午に吹鳴することを予定しておりましたが、操作盤が反応せず、吹鳴することができませんでした。このことを受け、8月17日に業者に見てもらったところ、メインの基盤が破損し、故障していることが判明いたしました。現行のシステムは1997年、平成9年に導入したもので、24年を経過しており、現在、修理が可能かどうかも含め、業者に確認をしているところでございます。なお、各消防団には、サイレンが鳴らないこと、また、現在も活用しております、奈良県広域消防組合からの電話及び一斉メールにより当面の間対応していただくよう、連絡を行っております。

また、本委員会終了後、町ホームページなどでも情報発信していく予定でございますので、よろしくお願ひ申しあげます。安全安心課からは以上でございます。

委員長　　松岡教委総務課長。

教委総務
課長

教育委員会事務局総務課から1点ございます。町立小中学校におけるタブレットの使用のルールについてでございます。先の6月議会の一般質問におきまして、タブレットの破損に係る保護者負担の考え方について、保護者の皆様に対し、改めてお知らせをさせていただき旨の答弁をいたしておりましたので、このことにつきまして、当委員会にその状況の報告をさせていただきものでございます。

当町各小中学校におきましては、今年度、夏期休業中に、タブレットを持ち帰り、課題等に取り組むこととしております。こうした活用にあわせて、夏期休業前の保護者懇談等におきまして、案内文書をお配りし、タブレット使用に係るルールについて再確認をさせていただきと共に、家庭での使用においてタブレットを破損した場合に、保護者に負担を求める事例等につきましてもご説明をさせていただき、保護者の皆さまにご理解を求めたところでございます。

そのなかでは、故意ではなく不注意で破損した場合につきましても、重大な過失が認められる場合には、保護者に負担を求める場合があるとして、その具体的な事例をいくつか挙げてさせていただいております。なお、今回挙げております事例のほかにも今後、様々な事案が生じ、それぞれ状況に応じ対応を検討していくこととなりますが、第一には、学校から借り受けたパソコンであり、学校におきましては、自分の持ち物同様、丁寧に取り扱うよう指導しており、家庭においても、そのご協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

GIGAスクール構想によるICT機器の教育活動における利用につきましては、まだまだ手探りの状況で、子どもたちと共に教員もチャレンジを重ねながら、実績を積み上げ、その充実を図っていく段階にございますことから、今後も引き続き、さまざまな課題が見えてくるものと思われませんが、都度、子どもたち及び保護者の皆様の不安な思いを的確に捉え、丁寧に対応していくことが必要であると考えているところでございます。以上でございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。
木澤委員。

木澤委員 タブレットの件ですけども、私も書面を見させていただきまして、確認をさせていただきます。その後、保護者から何か意見等は出ていますか。

委員長 松岡教委総務課長。

教委総務課長 学校及び委員会のほうにも、お伺いしていることはございません。

木澤委員 質問以降ですね、教育委員会としてよく対応していただいているというふうに理解をしています。先ほど課長もおっしゃっていたように、まだ手探りの中での運営ですんで、またいろいろトラブル、また保護者からもいろんな意見があると思いますけど、丁寧に対応していただきますようお願いだけしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっと2点ほど確認だけさせていただきたいんですけども、ひとつはハザードマップなんです。今年の3月につくって配っていただいていると思うんですけども、住民の方から、大きなマップで自分の住んでいるエリアで色付けがしてあって、何メートルまで水がきますよと書いてあるんですけども、もうちょっと詳細なものが見れないかというのと、あと断面図を見れないかという声をいただいているんです。例えば断面図として、町としてデータを持っているのかどうかですね、冊子にして配ることは当然できないので、例えばホームページにアクセスすれば、データ、詳細なものがあるんやったら、見れるようにとか、そういう形はできないかなと思ひまして、その辺はどうでしょうか。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心
課長

まず、詳細なものという点でございますけれども、今現在でも、町のホームページのほうにアップはしておりますので、PDFになっておりますので、拡大していただきますと、一定レベルは、ご自分のご自宅等であれば、十分場所の特定はできると思いますので、そういった形で、町のほうでも広報はしておりますけれども、そういった形でご対応できるものと考えております。断面図につきましては、ちょっと今のところ整備はございません。

木澤委員

わかりました、そういう形で住民の方にもご案内したいと思います。あともう1点、コロナでの対応ですけども、先日職員の方が感染されて、総務部のほうがちょっと休止をしたと。あの時思ったのが、災害なんかが起こったときに対応がどうなるのかなと。コロナ禍のもとで体制というのがどうなっているのか、ちょっと確認だけさせていただきたいなと思ひまして。

委員長

面巻総務部長。

総務部長

委員お聞きの部分ですけど、平時からいろいろな形で災害に対してはそれぞれのいわゆる持ち分を確認しながらそれぞれの職員が当たっているところでございます。ご指摘のコロナ禍のもとでの災害対策につきましては、非常に困難を要するものとは思っておりますけれども、例えばそれぞれの部署の中でそれぞれ同士が融通をして当たるなりして、そういった部分、危機管理の面については常日頃から取り組んでいきたいと考えているところでございます。

木澤委員

それぞれ同士がということですけども、それぞれ職員さんも専門の担当部門があると思うんです。災害の対応なんかで言うと総務部の中でしかできないのかなと思ってしまうんですけど、そうではないんですかね。

総務部長

いわゆる地域防災計画の中、あるいはそれぞれの中で、それぞれ部署は違いますが、いろいろ役割分担というのを持っております、例えば住民生活部でしたらこういったことをやる、総務部でしたらこういったことをやる、都市建設部でしたらこういったこと、すでに決まっておりますので。それぞれの災害に対するそれぞれの職員の役割というのが決まっております。その中で人数がござい

ますんで、なおかつ規模にもよります、その動員体制というのも徐々に上がってまいります。そういった中で対応していかなければならないというふうに考えているところでございます。それぞれがそれぞれの災害に対する枠割というのがございますんで。その中で融通をしていくということでございます。

木澤委員 さっきのサイレンの話じゃないですけども、火事が起こりましたよとか、なったときに、緊急にサイレン鳴らして対応するというのは、総務部以外の方でも扱いはできるんですか。

総務部長 例えば、夜間でしたら宿直のものがサイレンを鳴らすようになっております。平時でしたら、それぞれの、今サイレン使えないですけども、そういった形でサイレン、各職員が鳴らす。また、防災のメールも、今までは総務課で行ってましたけども、今は安全安心課が担当しております。それぞれでできるような形で、今は複数持っておりますので、その辺は大丈夫かなと思っております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
これをもって、総務常任委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午前9時53分 閉会)

